行　政　視　察　報　告　書

平成２７年８月２０日

視察委員会名	総務委員会		
報告書作成者	豊田　恵理　㊞		
出席者氏名	委員長 中村　嘉孝 副委員長 豊田　恵理 委　員 尾崎　邦洋　宮崎　勝郎 前田　耕一　櫻井　清蔵		
欠席者氏名	なし		
所管職員 氏　　名	財務部納税室長 田中　直樹 財務部納税室主任主査 葛西　裕二	随行職員氏名	議会事務局 村主　健太郎

視　察　日	視　察　先	視　　察　　目　　的
８月６日	滋賀県野洲市	**「野洲市債権管理マニュアル」による取り組みについて** ・野洲市債権管理条例について ・野洲市債権管理マニュアルについて ・条例やマニュアルが特に市税等の強制徴収公債権の徴収に際して果たす役割等について

◇視察概要

野洲市は、平成１６年１０月に旧中主町と旧野洲町が合併して誕生した都市で、８月１日現在の人口が５０,８０４人と亀山市に近似しており、ＪＲ東海道線が連絡されていることから、大阪市や京都市への通勤者も多く居住している。

（野洲市債権管理条例制定の経緯）

野洲市では、『もっとしっかり安全・安心　～生活支援のための相談体制を充実します～』という現市長の公約のもと、滞納の始まりを生活困窮のシグナルと捉え、生活困窮状態にある債務者に対する納付相談や分割納付による生活再建の支援や、滞納整理段階での債権管理部局への債権の移管といった取り組みを含む制度の構築を目指し、平成２５年度から債権適正管理検討プロジェクトチームを組織して、条例等の検討を開始した。

プロジェクトチームにおける検討を経て、野洲市債権管理条例が平成２６年１１月定例会に提案され、全会一致により可決され、平成２７年４月１日から施行された。

（野洲市債権管理条例の特徴）

野洲市債権管理条例は、生活困窮状態にある債務者の非強制徴収公債権及び私債権に係る徴収停止や、特に生活困窮、死亡、行方不明等の状態にある債務者の私債権の放棄について明確に規定するとともに、債務者に関する他の滞納の有無や、所在の情報等を共有できるための規定を設けている。

また、条例施行規則において、債権管理の事務分掌、債務者への納付指導、生活再建支援を要する場合の市民部生活相談課との連携、納税推進課への債権移管、債権放棄の可否を審査する債権管理審査会の設置などが規定されている。

債権管理審査会は、市民部生活相談課長が委員として加わることで、債権放棄の可否について債務者の生活状況、資力等に基づく判定ができるような組織としている。

（野洲市の債権管理制度の運用について）

条例及び施行規則に基づく債権管理制度を運用するため、強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権に関する債権管理の事務手順を定めた野洲市債権管理マニュアルが４月１日に策定され、債権所管各課に共有されている。マニュアルの冒頭で「債権管理の効率化」と「生活困窮者の支援」を債権管理の基本指針としている。

野洲市の債権管理制度は、債権管理と生活困窮者支援を制度の重要な柱としている。

リストラ等によって無・低所得となり生活困窮状態に陥っている滞納者の場合、滞納再発や生活状況の悪化を防ぐためにも、生活困窮状態から脱出させる必要がある。

そのために、納付相談等の面接時に対象者を把握し、債権管理所管課と市民生活相談課とが連携し、就労支援等による生活再建支援や、分納計画の策定などによる返済額平準化を図ることとしている。

その上で、徴収停止や債権放棄の必要がある場合、債権所管課は、事案の経緯と市民生活相談課の意見をもって、当該債権を納税推進課に移管できることとしている。

現在、納税推進課と債権所管課との間における事案の移管基準について検討中とのことだが、まさに債権管理の効率化という基本指針を具現化する取り組みであった。

また、６月１日には、市の組織全体の債権管理を推進するため、野洲市債権管理条例等運用連絡会議を設置し、条例の具体的運用に向けた関係所管課との連携や徴収率向上を図る体制を整備したとのことであった。今後、連絡会議を中心に債権所管課間の情報交換や合同研修・契約弁護士による相談等のサポートをしていくとともに、クレジットカード払いやペイジーなどの効果的な徴収方法の検討を行うこととしている。また、滞納整理の事務について、所管課ごとのばらつきが生じることを防ぐため、滞納整理事務基準を整備している。

制度の運用と並行して、これら庁内ルール、制度の基盤づくりを行い、市が目指す生活困窮者の支援を軸とした各債権所管課による連携を図っていくこととしている。

（市税の徴収等について）

野洲市は、市税徴収率が現年分・滞納繰越分ともに滋賀県内でトップクラスであり、決定的要因はないが、従来から高率を維持しているとのことであった。

過去５年度における市税の各税目の徴収率は、現年は概ね９９％前後、滞納繰越分は１７％程度で推移し、近年は、特に法人住民税滞納繰越分の徴収率が向上している。

今後は、債権管理制度のもとで、市の債権の一元管理を目指していくとのことであるが、市税を含む強制徴収公債権については、滞納者に係る情報について個別法による守秘義務が課されることから、非強制徴収公債権及び私債権の一元管理による事務効率や問題点を分析した後に移行時期を検討していくとのことであった。

（所感）

野洲市債権管理条例に基づく生活困窮者の生活再建支援制度は、非常に画期的な取り組みであった。債権回収に際し、生活困窮状態にある市民を発見し、市民生活相談課と連携して、早期に生活再建支援を図っていくことは、発想の転換であると言える。

担当者の説明の中で印象的であったのは、市民の生活安定を制度の根底に置き、行政が最後の防衛線（セーフティネット）であることを浸透させせることで市民の納税意識を高めるという長期的な目標があるとのコメントであった。

他市では例のない独自の施策であることから行政視察の依頼が多く、実際には市民生活相談課が対応する福祉的観点からの内容がほとんどであるとのことであり、制度の先進性は、生活困窮者支援システムにあると言える。

その一方で、野洲市の債権管理制度が目指すのは、市の債権管理の効率化でもある。

厳しい財政運営が求められ、債権管理に関わる職員が限られている状況下にあって、地方公共団体では回収の可能性が低いものに人的・時間的資源を浪費することを避け、回収可能なものに注力していく傾向にある。

このことから、債権所管課から債権管理課への移管制度には学ぶべき点が多い。

平成２７年４月の運用開始以降、まだ事例の集積が少なく、並行してマニュアル、基準等の整備を進めている途中であるが、今後、熟度が増していくことで、市民の安心・安全に資することができる制度であると感じた。

野洲市における行政視察にて